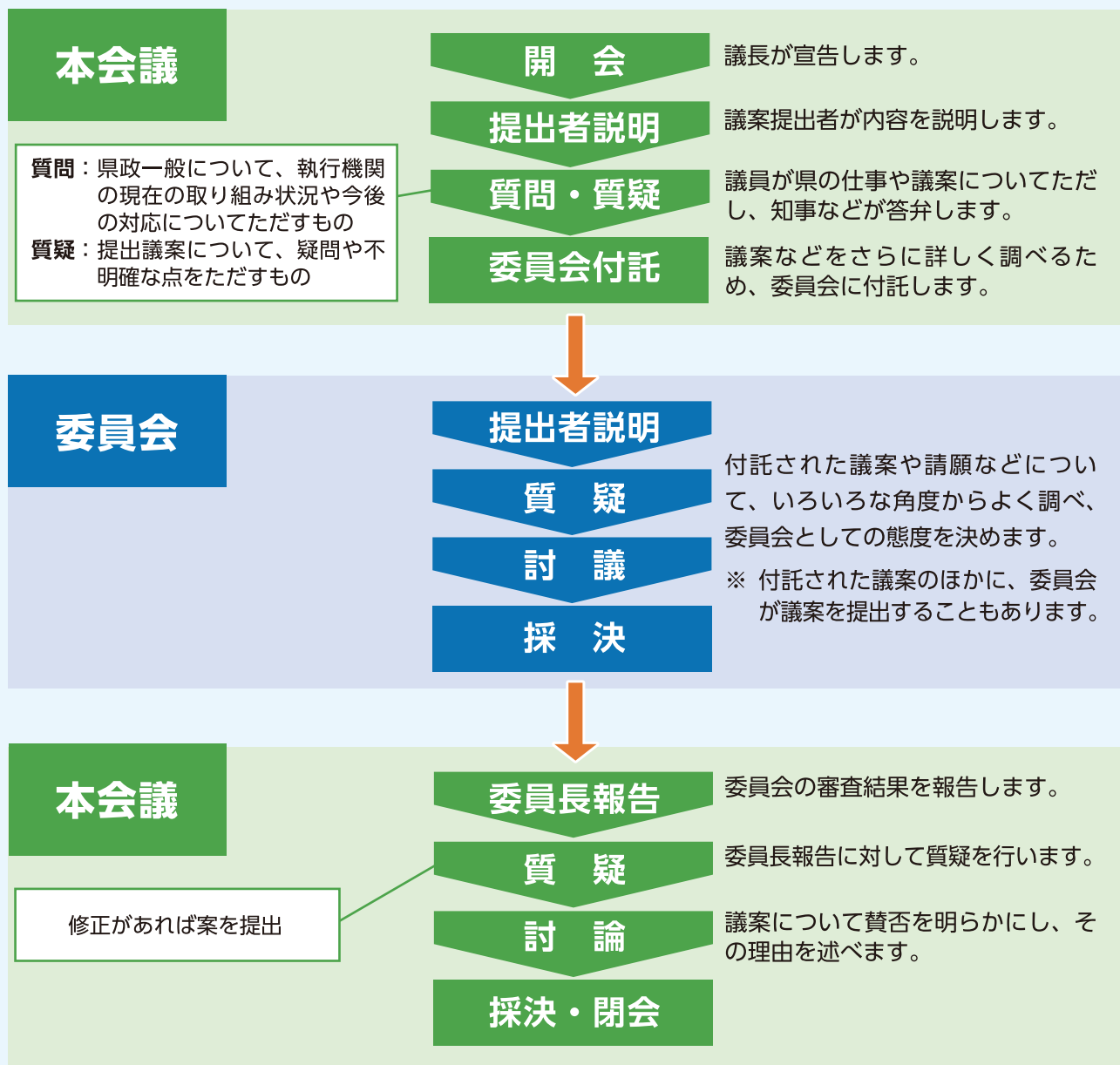


審議の流れ



審議の順序

議員または知事から提出された議案は本会議にかけられます。委員会でもより詳しく審査した後、本会議で再度審議されて採決されます。付託された議案のほか、委員会での審査の結果、議案を提出することもあります。

採決の方法

議案および請願の採決は、本県議会では挙手採決の方法がとられますが、その他の方法による場合もあります。会期中に審議不十分で採決できないときは、次の定例会までの間、所管の委員会で継続審査されます。

可決後の議案

県議会で議決した結果は知事に送付され、執行機関は県議会での決定に基づいて実際の仕事を進めていきます。また、県議会では、県だけでは解決できない問題について、国をはじめとする行政機関に意見書を提出して協力を求めたり、県議会としての意思を明確にするために決議を行ったりしています。

